平成２９年８月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２９年８月１０日（木）午前９時４０分から午前１０時０８分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第1会議室

３．総会構成人員現在総数　　１８名

４．出席委員　（１８名）
　　１番　北島　みゆき
　　２番　井手　正宏
　　３番　山縣　吉子
　　５番　廣松　政則
　　６番　山城　都行
　　７番　松本　久吉
　　８番　松永　靜義
　　９番　野口　大空
　１０番　黒田　安利
　１１番　山口　伸一
　１２番　久良木　勝昌
　１３番　牟田　清人
　１４番　田中　良房
　１５番　川村　公人
　１６番　松枝　由朗
　１７番　真辺　恵子
　１８番　松永　一完
　１９番　眞崎　萬次　（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員
　事務局長　北島　克彦
　書記　　古賀　利治
　書記　　鶴岡　政勝

７．議事内容
　１．議事
　　１）農地法第５条第１項の許可申請について
　２．その他
　　１）今後の日程について
　　２）その他
　　農地法第３０条第１項に基づく利用状況調査について

８．会議の概要

議　長

皆さんおはようございます。
本日の農業委員会総会に全員の出席をいただきありがとうございます。
先月の２０日の日の初会におきまして、全員の皆様の賛成推薦を受けて会長に選任されたことについて改めてお礼を申し上げます。
皆様と共に農業委員会の議事進行がスムーズに行くような会議、そして大いに議論を重ねて行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
農業委員会制度については、公選及び組織代表の１５名の選任から議会推薦による１８名の選任ということになったわけですが、前回の１５名の中には組織代表の方がおられまして、地区担当がそれぞれの組織代表が変わられるたびに担当地区が変わっておりましたが、今回からは基本的には３年間同じ地域で農業委員の活動をしていただけることになると思います。
したがいまして、以前から比べると担当地域がかなり広かったり少ない地域であったりと、地域が変わったりしておりましたが、今後はそのようなことのない状況になったと思います。
初会の折に農業委員会の活動、農業委員会の役割等について少し勉強をしましたが、農業委員会の活動の重点は農地利用の最適化の推進、具体的には農地利用の集積集約化や遊休農地いわゆる耕作放棄地の発生の防止と解消、地域の担い手である認定農業者の育成や集落営農組織化の法人化などの取り組みなどの役割があるわけであります。
経済界の中では農業委員会に対する批判的な部分もありますけれども、私たちの役割とすれば先ほど述べました仕事を確実に実施し、大木町農業の推進の支援者として活動を進めてまいりたいと思います。
農業委員の具体的な活動については、９月の１日に筑後市の方で研修会が計画されておりますので、その折にさらに深く掘り下げて勉強をしていきたいと思いますので、参加いただくようお願いいたしまして挨拶といたします。
大木町農業委員会会議規則第６条の規定により委員の過半数が出席していますので、本日の総会が成立したことを報告します。
ではただいまより、８月の農業委員会総会を開催いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。
本日の議事録署名人を、１番委員　北島　委員、２番委員　井手　委員にお願いいたします。

議案第１号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局

（　朗読説明「省略」　）
申請農地の種別につきましては、第１種農地であります。農地の連反が１０ｈａ以上あり駅役場から５００ｍ以上であるので第１種農地となります。ただし、申請農地の周りが住宅に接続しており、不許可の例外ということになってくるかと思われます。

議　長

事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の井手委員の意見をお願いいたします。

井手委員　去る８月８日の日に北島委員と私と事務局で現地調査に行ってまいりました。
先ほど事務局より説明があったとおり、一般住宅のための申請であります。場所については、南側西側が水路、周辺には住宅が繋がっており集落に接した転用であります。北側の農地については、譲り渡し人の所有する農地であると聞いております。転用による影響はなく排水も南側西側が水路となっており何ら問題はないと思います。
道路の部分も同じ所有者であることについては少し疑問がありますが、分筆されている部分は申請が出されているということですので、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　井手委員から報告のあった道路の部分について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局　道路の部分と言われたのは、詳細図で説明いたします。〇〇番地〇の東側に道路図で表示している細長い土地があります。これは分筆されている土地であります。現在町では準都市計画地域となっておりまして、現在の道路の中心からそれぞれ２ｍすなわち４ｍ以上の復員がなければ建築基準法違反となり建築できなくなることになります。したがって、分筆して町へ道路として寄付をすることで申請がなされているということです。
道路と申請地の間に個人の土地が存在している状況でありますが、町へ道路として寄付採納申請が提出されていることを補足説明させていただきます。

議　長　つづきまして、地元委員の野口委員の意見をお願いします。

野口委員　７月２７日に行政書士〇〇〇〇さんより転用申請の説明がありました。７月２８日に現地を確認いたしました。
先ほど事務局及び現地調査委員の井手委員から説明があったとおり一般住宅建設のための転用申請であり、この転用による周囲の農地への影響もなく問題はないと思われますので審議のほどよろしくお願いします。

議　長　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

牟田委員　申請農地〇〇番地〇の北側の〇〇番地〇の農地についても、平成１３年３月６日に農振除外地になっているということですか。

議　長　事務局説明をお願いします。

事務局　そのとおりであります。必要な分だけ分筆されたということであります。

牟田委員　今後も売却の計画があるということですか。

議　長　事務局説明をお願いします。

事務局	今回は、順次集落に接続している箇所から申請がなされていると思います。
牟田委員	全体にセットバックしてあるということは、今後もそういうことになっていくということですね。
事務局	そういう形になっていくと思われます。可能性はあります。
議　長	ほかにございませんか。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。 以上をもちまして今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。